

## 5 労働衛生編（騒音）

### 作業環境測定を実施していない場合

#### 1. 危険性又は有害性の特定

第2章の **ステップ4** で特定された危険性又は有害性について、リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：騒音／作業環境測定を実施していない場合）（様式5. 83頁）を用いて実施する場合、**「1 作業名」欄に作業名を記入し、その作業ごとに特定した危険性又は有害性とそれに起因する発生のおそれのある災害の内容を、「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」欄に記入**します。

また、リスクの見積りを行うに当たり、**「3 既存の災害防止対策」欄に既存の予防措置を記入**します。

#### 2. リスクの見積り

リスクの見積り基準には、以下の文献を参考に作成しました。

1. 日本産業衛生学会「許容濃度の勧告（2004年度）」産衛誌 46巻 pp.124-148, 2004
2. 平成4年10月1日付け基発第546号「騒音障害のためのガイドラインの策定について」

##### （1）有害性のレベル分け

リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：騒音／作業環境測定を実施していない場合）の「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、特定された騒音レベルが表5-1の有害性のレベルのいずれに該当するか確認し、そのレベルを「4 リスクの見積り」の「**有害性レベル**」欄に記入します。

##### 正しい騒音測定の方法

音源に近接する場所において作業が行われる場合は、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行います。測定は、次のように行ってください。（いわゆるB測定）

- ① 騒音計は、JIS C1502に適合するもの又はこれと同等以上のものを使用すること。
- ② 騒音計の周波数補正回路のA特性で行うこと。
- ③ 等価騒音レベルの測定時間は、10分以上の継続した時間とすること。